

# 処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は次頁にあります。回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

**Q** 1回14日分の投与制限が設けられている医薬品を15日以上投与する場合、処方せんの備考欄に「その理由」が記載されることになっていますが、レセプトにも「その理由」を記載する必要があるのでしょうか。また、レセプトに記載する必要がある場合、その理由は「医師の指示通り」という程度の内容でも問題ないのでしょうか。 (匿名希望)

の範囲で投与することが認められています。

ただし、その際には、処方医が処方せんの「備考」欄に「その理由」を記載することになっていきますので(表1)、保険薬局が保険請求する場合には、調剤報酬明細書(調剤レセプト)の「摘要」欄に「その理由」を転記しなければなりません(表2)。この記載がないと、記載不備とみなされてしまいますので十分注意してください。

**A** 1回14日分を投与制限とする内服薬または外用薬については、海外渡航のほか、年末年始やゴールデンウィークなどの大型連休のように「特殊の事情がある場合」に限り、1回15日以上30日分以下

また、調剤レセプトに記載(転記)する理由については、「年末年始のため」や「海外旅行のため」といった内容であれば特段問題ないと思いますが、レセプト審査を実施するうえで必要な内容であることが求めら

表1 処方せんの記載要領

8 「備考」欄について

(1)・(2)〈略〉

(3) 長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認め、必要最小限の範囲において、投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬であって14日を超えて投与した場合は、その理由を記載すること。  
〈以下、略〉

〔厚生労働省保険局医療課長通知「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について〕  
(平成22年3月26日、保医発0326第3号)より抜粋

表2 調剤レセプトの記載要領

2 調剤報酬明細書に関する事項

(28) 「摘要」欄について

ア～オ〈略〉

カ 長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められ、投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬であって14日を超えて投与された場合は、処方せんの備考欄に記載されている長期投与の理由を転記すること。  
〈以下、略〉

〔厚生労働省保険局医療課長通知「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について〕  
(平成22年3月26日、保医発0326第3号)より抜粋



れます。したがって、ご質問のような「医師の指示通り」という記述だけでは、その理由の妥当性が判断できないのではないのでしょうか。

処方せんに記載されている内容を転記するだけでは不十分であると考えられる場合には、処方医へ疑義照会を行うなどにより、その妥当性を判断できる理由を確認したうえで、調剤レセプトに記載することが必要です(当然ながら、疑義照会の内容については、処方せん、調剤録、薬歴へ記録することも忘れないよう注意してください)。

社会保険診療報酬支払基金では、2011年6月より審査委員として薬剤師が全国配置されることとなり、今後は調剤レセプトのより適切な審査が行われていくことが期待されています。そのためにも、調剤レセプトの請求にあたっては、できるだけ事務的なミスが生じないように心がけるとともに、よりいっそう、適切な請求の確保に努められるようお願いいたします。



**一包化加算を算定した場合には、自家製剤加算および計量混合調剤加算は算定できないとされていますが、次のようなケースではどのように考えればよいのでしょうか。服用時点が重複している部分がないので、一方で一包化加算、別のもう一方で自家**

**製剤加算または計量混合調剤加算を算定してもかまわないのでしょうか。(北海道 匿名希望)**

**処方1 1日3回毎食後×14日分  
処方2 1日1回就寝前×14日分**

注)一包化の指示あり。また、処方1と処方2は、いずれも内服用固形剤が3種類以上で、自家製剤加算または計量混合調剤加算に該当する行為もあると仮定。



ご質問のとおりのお考え方で差し支えありません。一包化加算については、2010年度の調剤報酬改定において、それまでの調剤料としての1区分(一包化薬)から、内服薬調剤料の加算の1つとして組み替えられました。内服薬の加算として位置づけられたことにより、ほかの加算(自家製剤加算や計量混合調剤加算など)のお考えと同様、1剤のなかに算定要件を満たす加算が複数あったとしても、いずれか1つの加算を算定すれば構わないということになります(ただし、一包化加算については、処方せん受け付け1回につき1回しか算定できません)。

同じようなケースにつきましては、本誌2010年6月号でも説明していますので、そちらも参考にしてください。

## 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応しがたいまひとつ納得できないことなどはありませんか? 皆さまの疑問に各分野の専門家が答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

### 1. 質問の範囲

- ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問  
たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できない事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問  
たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか? 請求もれがあった場合の対応は? という質問など。
- ③調剤技術などに関する質問  
たとえば、A散とB末を配合してもよいか? また、C錠を粉碎

- してよいか? という調剤技術上の質問など。
2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

**送付先** 〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270